

公益社団法人函館法人会定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人函館法人会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、税知識の普及と納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、誠実な記帳と適正な申告納税制度の確立と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、企業と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 税制及び税務に関する調査研究及び提言
 - 二 税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
 - 三 企業経営の安定化を目的とした種々のセミナーの開催事業及び経営支援事業
 - 四 企業に従事する役員及び従業員の能力開発等人材育成事業
 - 五 地域経済の活性化と国民生活向上を目的とする事業
 - 六 地域社会の活性化と文化の健全な発展を目的とする事業
 - 七 文化に関する講演会、講習会、講座、公演等の開催及び協力
 - 八 企業と社会の健全な発展を目的とした就労支援事業
 - 九 よりよい社会の形成の推進及び、国民生活の安定向上を目的とする事業
 - 十 地域社会の健全な発展に資するための、国際相互理解の促進を目的とする事業
 - 十一 企業の福利厚生に資する事業
 - 十二 会員企業間の交流に資するための事業
 - 十三 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、北海道において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第 6 条 この法人は、総会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第 7 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、函館税務署管内に住所を有する法人（管内に事業所を有する法人を含む）その他の団体及び個人
- 二 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人その他の団体及び個人（正会員を除く。）

（社員の資格の取得）

第 8 条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書により、申込みをするものとする。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会規程により、会長が承認し、これを本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第 9 条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき、入会金及び会費を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、会費規程において別に定める賛助会費を納入するものとする。
- 3 前2項の入会金及び会費については、その5分の1以上は公益目的事業に、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

（会員の資格喪失）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 正会員である法人その他の団体が管内の事業を閉鎖したとき。
- 三 会員である法人その他の団体が解散したとき。
- 四 会員である個人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 五 2年間以上会費を滞納したとき。
- 六 除名されたとき。
- 七 総正会員の同意があったとき。

（退会）

第 11 条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 三 その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

一 理事及び監事の選任又は解任

二 理事及び監事の報酬等の額又は役員等の報酬及び費用に関する規程

三 定款の変更

四 各事業年度の事業報告及び決算の承認

五 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

六 会員の除名

七 長期借入金の処分及び譲受けの承認

八 解散及び残余財産の処分

九 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

十 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、定時総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、会長に対し招集の請求が理事会にあったときに開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に

出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 議長は、法人法第54条に基づき、当該総会の秩序を維持するための議事整理権限を有するとともに、当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(決議)

第19条 総会の決議は、次項に規定するものを除き、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第49条第2項各号に列挙された事項については、総正会員の半数以上であって、総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(書面決議等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその総会に出席した正会員のうち選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人に次の役員を置く。

一 理事 30名以上37名以内

二 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長とし、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長1名の合計2名を法人法上の代表理事とし、他の副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって各々選任する。

- 2 理事及び監事は、選任を行う総会の日の属する年度の4月1日現在で満75才未満でなければならない。
- 3 会長、代表理事たる副会長、その他の副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 代表理事たる副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を分担執行する。また、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 4 業務執行理事たる副会長は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係わる職務を代行する。
- 6 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行の状況を監査すること。
- 二 この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査するほか、別に定められた監事監査規程に基づき職務を遂行すること。
- 三 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- 五 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただしその請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内

の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

六 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

七 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

八 その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事の権利義務を有する。

（解任）

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、行わなければならない。

（報酬等）

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（取引の制限）

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

三 この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱については、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

（損害賠償責任の免除）

第31条 この法人は、法人法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定

める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び相談役)

第32条 この法人に、任意の機関として名誉会長1名及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 名誉会長は、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 4 相談役は、会長の相談に応じる。
- 5 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - 二 この法人の業務執行の決定
 - 三 理事の職務の執行の監督
 - 四 代表理事及び執行理事、専務理事、常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な使用人の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 内部管理体制の整備
 - 六 第31条の責任の免除

(開催)

第35条 理事会は毎年2回以上開催する。

- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき。
 - 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - 四 第26条5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号及び第4号後段による

場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号による場合は、監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2項第2号又は第4号の前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることにはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに北海道知事に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の付属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に北海道知事に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（重要な財産の処分又は譲受け）

第46条 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、総会において総正会員の半分以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

（会計原則等）

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会が別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に当てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会が別に定める資産管理運用規程による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第48条 この定款は、第52条の規定を除き、総会において、総正会員の議決権の半分以上であって、総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係わる定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、北海道知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく北海道知事に届け出なければならない。

(合併等)

第49条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、法令で定めるところにより他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の半分以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事業局等

(事業局)

第53条 この法人に任意の機関として、事業局を置く。

2 事業局は、理事及び会員で構成する。

3 事業局は、この法人の事業計画案を策定し、理事会に提案する。

4 局員は、理事会の決議に基づき会長がこれを委嘱する。

5 事業局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(部 会)

第54条 この法人に任意の機関として、青年部会及び女性部会を置くことができる。

2 部会は次に掲げる事項を行う。

一 研修会、交流会等を通じて部会員の資質の向上を図ることを目的とした事業を行い、理事会に報告する。

- 二 部会の充実と活性化に寄与することを目的とした事業を行い、理事会に報告する。
- 三 地域の活性化に資することを目的とした事業を行い、理事会に報告する。
- 3 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(支部)

- 第55条 この法人は任意の機関として、原則として市町村に支部を置くことができる。
- 2 支部は、当該市町村の会員をもって構成する。
 - 3 支部は次に掲げる事項を行う。
 - 一 研修会、交流会等を通じて支部管内の会員の資質の向上を図ることを目的とした事業を行い、理事会に報告する。
 - 二 支部の充実と活性化に寄与することを目的とした事業を行い、理事会に報告する。
 - 三 地域の活性化に資することを目的とした事業を行い、理事会に報告する。
 - 4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
 - 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める個人情報管理規程による。

(公告の方法)

- 第59条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、北海道で発行される北海道新聞に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

- 第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は次の通りとする。
堀川昭雄
福西秀和

- 3 この法人の最初の執行理事は次の通りとする。
近藤 攻
宮川照平
菅 鉄夫
國立有紀
山村 孝

- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。